

## マレーシア／サラワク州ミリ省の国立公園での調査のための手続き

佐久間香子<sup>1</sup>

**調査期間：** 2006年8月～2008年8月 (\*Approved Research Duration: 23 January 2006  
～23 December 2009 [36 months])

**国／地域：** マレーシア／サラワク州ミリ省バラム地区のグヌン・ムル国立公園 (Gunung  
Mulu National Park) およびその周辺

**調査テーマ：** The Changing Practice of Host Community for the Tourism Development  
in Sarawak

**事例の特徴：** 調査対象地は、サラワク州政府にとってセンシティブな存在であるブナン  
と呼ばれる人びとが多く暮らす地域であることから、「先住民の文化や社会」ではなく、  
サラワク州の国立公園における「エコツーリズムの可能性」の現状と展望を考察するも  
のであると強調したこと。

### 【必要書類】

まず、サラワク州で調査ビザ申請手続きに必要な書類を列挙する。

①Research Proposal (調査計画書)

②Application Form (to SPU)

③Evidence of Financial Support (調査資金の証明書)： 当時受け取っていた奨学金の  
団体に依頼。英語版の作成には時間がかかるので、余裕を持って依頼すること。奨学  
金等を受け取っていないのであれば、預金通帳のコピーでも可。とにかく調査資金が  
あることを示すことが重要。

④パスポートとそのコピー： 残り期間6ヶ月以上のもの。

⑤証明写真： イミグレ付近に証明写真撮影機はないので日本で少し余分に用意しておく。

⑥カウンターパートからの紹介状： リサーチ・カウンターパート代表者の自署入り。

⑦カウンターパートの代表者のIDカードのコピー

⑧印紙： 用途はよく覚えていないが、イミグレの隣の建物で購入可。

⑨ビザ発行手数料： Multiple Entry Visa (RM360 [約9,400円<sup>2</sup>])、Single Entry Visa  
(RM500 [約13,000円])。調査許可期間内であっても毎年申請する必要がある。

日本で準備しておく必要があるのは①～⑤。以下、①Research Proposal について説明  
する。② Application Form については「日本での手続き②」で、イミグレでの申請手続  
きについては、「サラワク州での手続き②」で詳しくのべる。

---

<sup>1</sup> 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科大学院生 (北海道大学文学研究科博士前記  
課程を修了し、平成21年度に同研究科に3年次編入学)。

<sup>2</sup> 2009年7月現在のレートで換算した。以下同様。

## 調査テーマの設定と Research Proposal の内容

冒頭の「事例の特徴」にも記したとおり、私の調査地は 1990 年代にサラワク州内で伐採道路封鎖などの一連の反対運動で世界的に有名なプナンと呼ばれる人びとが多く暮らす地域である。当時、海外からの自然保護運動家や NGO、ジャーナリストがこぞってこの地域を訪れてプナンの伐採反対運動をサポートしていたため、この地域への外国人の立ち入りは、州政府から非常に警戒されるのが現状である。とりわけ、プナンを調査対象とすることは最大のタブーであり、この政治的タブーを理解しておくことが、サラワクで調査をおこなうにあたっては非常に重要。

私の関心は、国立公園化された森林とその森林を利用してきた人びとの社会がどのように変化しな／しなかったのか、ということだった。中でも (1) 近年、新しい国立公園の設置が同州ミリ省バラム地区に集中していたこと、(2) 世界自然遺産でもあるグヌン・ムル国立公園は、サラワク州の中でも有数の国際観光地であることから、この地域で調査することを希望した。しかしながら、この地域における「先住民社会の社会・文化的変化」というテーマは、サラワク州政府には好まれない。そのため、昨今州政府が最も力を注いでいるエコ・ツーリズム開発に焦点を絞り、Research Proposal では「エコ・ツーリズムの可能性と展望を考察する」ということを強調した。

このように、サラワク州で調査許可を取得して調査・研究をおこなうには、サラワク州政府の政策や方針を適切に理解したうえで、調査計画書を作成する必要がある。当然、調査結果のアウトプットについても、同様の配慮を必要とする。さもないと、調査許可の更新を拒否されたり、最悪の場合、州への立ち入りが禁止されることもありうる。

## 調査許可の申請 (2005 年 11 月ごろ)

SPU (State Planning Unit) のウェブサイト (下記参照) から Application Form をダウンロードする。

### Sarawak State Planning Unit (通称 SPU)

URL: <http://www.spu.sarawak.gov.my/en/>

Email: [webmaster@spu.sarawak.gov.my](mailto:webmaster@spu.sarawak.gov.my)

住所: 6th & 7th Floor, Wisma Bapa Malaysia, 93502 Kuching, Sarawak, Malaysia

電話: +60-82-492276/85 FAX: +60-82-449481/442539

対応時間: 8:00am-5:00pm (月～金)

カウンターパートとして、当時の指導教員からサラワク大学 (UNIMAS) 東アジア研究所 (Institute of East Asian Studies、以下 IEAS) を紹介していただき、前述の Research Proposal (A4×3 枚程度) を E メールに添付して送った。

また、カウンターパートには、Research Proposal の概略的な調査計画とはべつに、調査の目的や関心内容をより詳しく伝え、調査中に注意すべきことなどのアドバイスを事前にご教授いただいた。

研究所への挨拶や実際のフィールドワーク、IEAS での発表などといった渡航後のスケジュール調整もこの段階で相談しておいた。なお、調査期間中は IEAS の外来研究員

(Visiting Associate) という身分をいただけることになった。

本来なら、申請者が SPU にコンタクトを取ってカウンターパートからの紹介状などを SPU に送るなどの手続きをおこなう必要があるのだが、私の場合は UNIMAS・IEAS の所長（当時）が一切を行ってくれたので、私は SPU からの連絡を待つだけだった。

### 【サラワク州への渡航】

2005 年 12 月下旬

調査ビザ手続きと予備調査目的でサラワク州へ渡航。まず、IEAS の所長宅でのクリスマス・パーティに招かれていたので、先にそちらに向かった。カウンターパートである UNIMAS・IEAS の所長（当時）とはそこで初対面。所長からは、以下の 4 点を厳守することが言いわたされた。

- ・「プナン」と「NCR (Native Customary Rights)」には言及しない。
- ・調査中でも連絡が取れるように、携帯電話をもつ。
- ・帰国前に IEAS の Research Seminar Series で発表する。
- ・途中で Preliminary Report を、最後には Final Report を提出する。

### 予備調査と発表

しばらく、サラワク州都であるクチン市内に滞在。その間に、IEAS のスタッフの方々を紹介していただいたり、マレー語の勉強、UNIMAS の IEAS Research Seminar Series での発表タイトルとアブストラクトの作成、UNIMAS での資料収集などをしてすごした。当時は観光ビザで入国していたが、所長に「予備調査として州内の国立公園を見てまわることは問題がない」との助言をいただいたので、携帯電話を購入してから<sup>3</sup>、調査予定地のグヌン・ムル国立公園へと向かった。

日本で準備してきたものに今回の予備調査で得たデータを盛り込んで、2006 年 3 月 14 日、以前から約束していた UNIMAS・IEAS Research Seminar Series で研究発表をおこなった。

タイトル： The Changing Practice of Host Community for the Tourism Development in Sarawak (Research Proposal のタイトルと同じ)

時間： 発表 20 分、質疑応答 20 分

場所： マレーシア・サラワク大学 (Kota Samarahan)

### 【いったん帰国】

2006 年 3 月下旬

SPU から Approval Letter (必要書類②) が届かないまま帰国の日 came。大学院の助成金で渡航していたため、研究科会計年度末締めまでに帰国する必要があったので、いったん帰国。

---

<sup>3</sup>購入したのは端末本体であり、通話料はプリペイドにした。街中ならどこでも購入可能。

2006年4月12日

SPU 担当者から調査許可承認の連絡が E メールできた。そのメールに SPU 発行の Approval Letter も添付されていたが、私の名前のスペルが間違っていた<sup>4</sup>。すぐに訂正版の発行を依頼し、訂正版を E メールで送っていただいた。後日、実物の Approval Letter が普通郵便で届いた<sup>5</sup>。

### 【サラワクへの再渡航】

2006年8月ごろ

調査ビザ (Professional Visa) の取得、グヌン・ムル国立公園での調査、そしてクチン市内の Holiday Inn Kuching で開催された国際学会<sup>6</sup>へ参加するために、サラワクへ再渡航。なお、サラワク州における調査ビザは、いったん観光ビザ (3ヶ月間有効) で入国してから、州内のイミグレで申請手続きをしてから取得するのが普通である。

まず UNIMAS の IEAS を訪問して、4月に受け取った SPU からの Approval Letter のコピー、パスポートのコピーを IEAS に提出するとともに、所長の自筆署名入りカウンターパートからの紹介状 (上記の必要書類<sup>⑥</sup>) を受け取った。

#### イミグレでのビザ申請手続き

これで、冒頭でのべた必要書類が全部揃った。あとはそれらを持ってイミグレ (Imigresen) の窓口へ提出するのみ。

イミグレへはタクシー (RM10 くらい)、乗り合いバン (RM2 くらい) で行くことができる。調査ビザ申請してから実際に発行されるまで 1~2 週間はかかるといわれた。その間はパスポートをイミグレに預けておかなければならない。

調査ビザは言われていたとおり、約 1 週間でおりました。このときのイミグレからの連絡は現地で購入した携帯電話<sup>7</sup>にかかってきた。サラワク州内では、IEAS の職員からの連絡も携帯電話がほとんど。ともかく、これで無事にビザが取得できた。

ビザも取れ、パスポートも手元に戻ってきたので、カウンターパートに挨拶してから調査地のグヌン・ムル国立公園を再訪して調査をおこなった。

### 【帰国と報告】

2006年10月末

---

<sup>4</sup> 私のファースト・ネームは 'Kyoko' なのに、レターでは 'Kyoto' になっていた。後述するように、入国管理局 (imigresen) で調査ビザ (Professional Visa) を発給してもらう際にはこのレターが必要であり、パスポート名とスペルが異なっているとトラブルのもとになるので、送られてきた書類のスペルミスは細かく確認しておく必要がある。

<sup>5</sup> ただし、こちらからカウンターパートや SPU など、あるいは現地滞在中に日本に書類を郵送する際はかならず普通郵便ではなく EMS などを使用すること。

<sup>6</sup> The Eighth Biennial Conference of the Borneo Research Council, Kuching, Sarawak, Malaysia, 2006年8月1~3日。

<sup>7</sup> プリペイドだと、3ヶ月間使用しないとその電話番号は使用できなくなる。そのため、再度番号を取得したので当時の番号は前回使用した番号とは異なっていた。

帰国後、これまでに得た情報をまとめた「Preliminary Report」(A4×4枚)を2006年12月17日付けでIEAS所長にメールで提出した。すぐに受け取り確認の返信が来た。

**【調査ビザ更新手続き】**

前述のように、2009年12月23日に調査許可期間が終了するので、2009年8月に更新手続きをおこなうことにしている。その詳細は後日報告する。

(2009年7月10日攔筆)